

# 令和4年度

## 土壤汚染調査技術管理者試験

### 試験問題（13時30分～15時30分）

次の【注意事項】をよく読んでから、始めてください。

#### 【注意事項】

##### 1. 受験上の注意

- ・問題は、1ページから40ページまでの45問です。
- ・問題用紙は試験監督者の合図があってから開いてください。
- ・乱丁や著しい汚れがある場合は取り替えますので、直ちに試験監督者に申し出てください。
- ・問題内容についての質問には一切答えられませんので、ご承知おきください。
- ・解答用紙（マークシート）に、受験番号と氏名が書いてある受験者シールのバーコードラベルを貼付けてください。
- ・途中退席は試験開始60分後から終了10分前までは可能です。退席する場合は手を上げて試験監督者の指示に従ってください。

##### 2. 解答

- ・解答は、解答用紙（マークシート）の「記入上の注意」に従って記入してください。
- ・正解は、各解答とも一つだけです。
- ・二つ以上の解答をしたもの及び判読が困難なものは、正解としません。

##### 3. その他

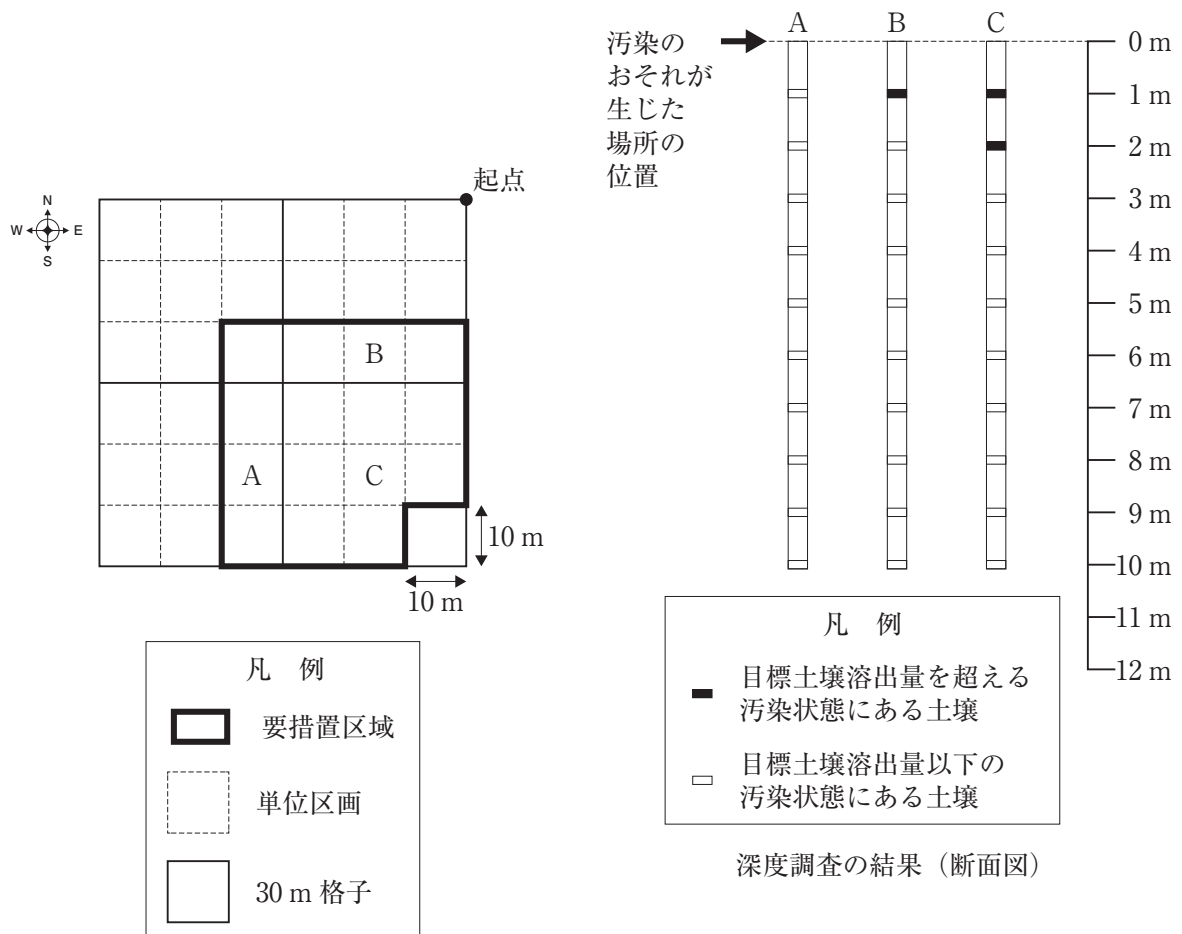
- ・本問題において、特に断りがない限り、「土壤汚染対策法」は「法」と記載しています。  
例) 土壤汚染対策法第3条 → 法第3条
- ・本問題は、令和4年9月1日現在施行されている規定等に基づいて出題されています。

問題 1 テトラクロロエチレンを嫌気性生物処理で分解する場合において、水素供与体として使用する栄養剤として次に掲げるもののうち、もっとも不適當なものはどれか。

- (1) 過酸化水素
- (2) 糖蜜
- (3) 乳酸ナトリウム
- (4) エタノール
- (5) 植物油

問題 2 法の第二種特定有害物質の土壤溶出量基準不適合（第二溶出量基準適合）により要措置区域に指定された土地において、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の深さを確認する調査（深度調査）を単位区画A～Cで実施した。断面図に示した単位区画A～Cの深度調査結果から目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の量を算出する。目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の量として次に掲げるもののうち、もっとも適当なものはどれか。

なお、要措置区域内のすべての単位区画で省略せずに土壤汚染状況調査が行われ、すべて目標土壤溶出量を超える汚染状態であることが確認されている。



- (1) 2,000 m<sup>3</sup>
- (2) 2,400 m<sup>3</sup>
- (3) 3,200 m<sup>3</sup>
- (4) 3,300 m<sup>3</sup>
- (5) 3,500 m<sup>3</sup>

問題 3 法の特定有害物質に対する汚染の除去等の処理方法とその処理原理に関する用語の組み合わせA～Dについて、正誤の組み合わせとしてみっとも適当なものはどれか。

	特定有害物質	汚染の除去等の処理の方法	処理原理に関する用語
A	テトラクロロエチレン	生物処理（嫌気性）	脱塩素反応
B	ベンゼン	化学処理	フェントン反応
C	トリクロロエチレン	加熱脱着	気化
D	ほう素及びその化合物	セメント系材料による不溶化	フェノールフタレイン反応

- A B C D
- (1) 正 正 正 正
- (2) 正 正 正 誤
- (3) 正 誤 誤 正
- (4) 誤 正 正 誤
- (5) 誤 正 誤 正

問題 4 法の汚染の除去等の措置に関する次のA～Dについて、適当なものの組み合わせはどれか。

- A 「土壌溶出量基準」とは、土壌にノルマルヘキサンを加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準のことである。
- B 「目標地下水濃度」とは、評価地点で地下水基準に適合するために、要措置区域の指定の事由となった井戸等において達成すべき地下水濃度のことである。
- C 「適用可能性試験」とは、基準不適合土壌等を用いて汚染の除去等の処理方法の適用性や適用条件等を決定するために実施する試験のことである。
- D 「分解生成物」とは、自然条件や汚染の除去等の処理等によって、特定有害物質が分解する過程で生成される物質のことである。

- (1) A、B
- (2) A、D
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題 5 法の汚染の除去等の措置のための詳細調査に関する次のA～Dについて、適当なもの組み合わせはどれか。

- A 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定措置を計画する際に、ボーリング調査を行い、帯水層の位置を把握した。
- B 原位置封じ込め措置を計画する際に、複数地点でボーリング調査を行い、帯水層の底部となる不透水層の深度分布を把握した。
- C 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止措置を計画する際に、目標地下水濃度を設定するための地下水調査を行った。
- D 掘削除去措置を計画する際に、深さ10 mまでボーリング調査による試料採取及び分析を行った結果、深さ10 mにおいて目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壤を確認したため、措置対象深さを10 mと設定した。

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題 6 法の第一種特定有害物質により汚染された地下水の摂取等のリスクに関する措置のうち、不溶化埋め戻し、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止をとりあげ、指示措置（◎）、指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置（○）、指示措置として選択できない措置（×）に区分して示した。(1)～(5)の表のうち、正しいものはどれか。

措置の種類	第二溶出量基準	
	適合	不適合
不溶化埋め戻し	×	×
遮水工封じ込め	◎	×
地下水汚染の拡大の防止	○	×

(1)

措置の種類	第二溶出量基準	
	適合	不適合
不溶化埋め戻し	○	○
遮水工封じ込め	◎	◎*
地下水汚染の拡大の防止	○	○

(2)

措置の種類	第二溶出量基準	
	適合	不適合
不溶化埋め戻し	○	○
遮水工封じ込め	○	○*
地下水汚染の拡大の防止	○	○

(3)

措置の種類	第二溶出量基準	
	適合	不適合
不溶化埋め戻し	×	×
遮水工封じ込め	◎	◎*
地下水汚染の拡大の防止	○	○

(4)

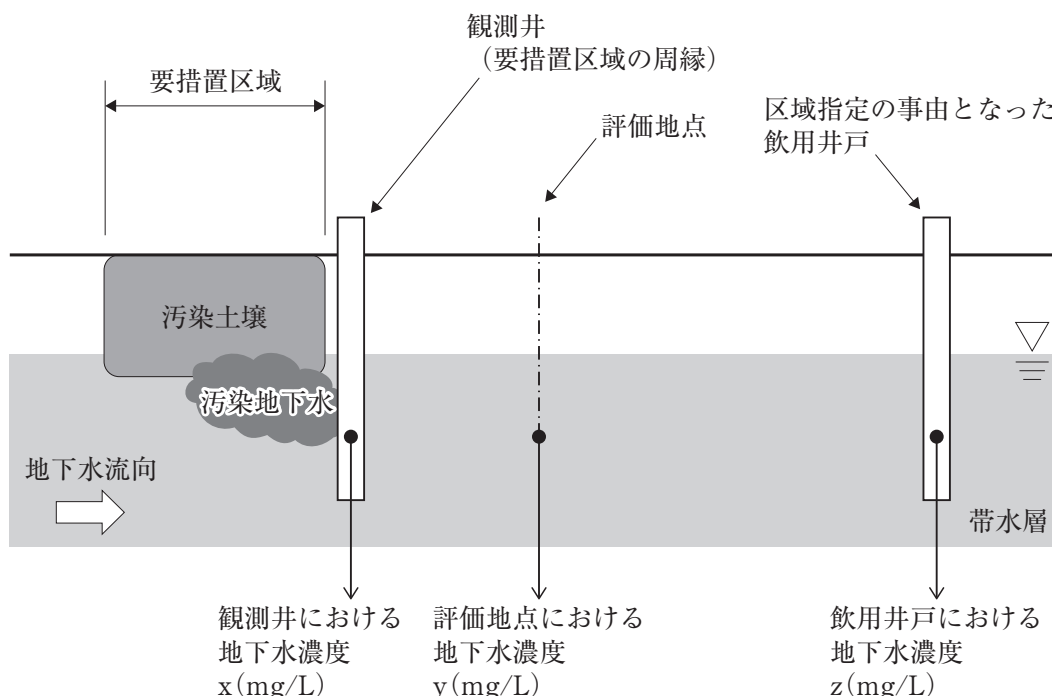
措置の種類	第二溶出量基準	
	適合	不適合
不溶化埋め戻し	○	×
遮水工封じ込め	○	○*
地下水汚染の拡大の防止	×	×

(5)

\*汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。

問題 7 法の措置完了条件の計算方法に関する次の記述の  ~  に入る語句として、適当なものの組み合わせはどれか。

なお、 $x$ 、 $y$ 、 $z$  は、それぞれ観測井、評価地点、飲用井戸における地下水濃度である。



環境省が公開している措置完了条件計算ツールを用いて目標地下水濃度を設定することとし、評価地点を上図に示すように設定した。当該計算ツールでは、100年経過後に評価地点における地下水濃度  $y$  (mg/L) が  となるときの  $x$  (mg/L) が算定される。この値を目標地下水濃度  $x_t$  (mg/L) と呼び、 $x_t$  は必ず、 となる。

要措置区域における措置が完了し  $x \leq x_t$  であることが確認されたとき、区域指定の事由となった飲用井戸における地下水濃度  $z$  (mg/L) は、 となるので、人への暴露経路が遮断され地下水等の摂取による健康被害リスクが防止される。

選択肢	A	B	C
(1)	$y < \text{地下水基準の値}$	$x_t > \text{地下水基準の値}$	$z \leq \text{地下水基準の値}$
(2)	$y < \text{地下水基準の値}$	$x_t < \text{地下水基準の値}$	$z \geq \text{地下水基準の値}$
(3)	$y = \text{地下水基準の値}$	$x_t > \text{地下水基準の値}$	$z \leq \text{地下水基準の値}$
(4)	$y = \text{地下水基準の値}$	$x_t > \text{地下水基準の値}$	$z \geq \text{地下水基準の値}$
(5)	$y = \text{地下水基準の値}$	$x_t < \text{地下水基準の値}$	$z \geq \text{地下水基準の値}$

問題 8 法の直接摂取によるリスクに係る措置に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 原位置浄化措置を講じた土地は、当該土地の土壤が基準適合であることを確認していても、地表面をシートにより覆うことその他の措置を講じなければならない。
- B 下の図1のように立入禁止措置を講じた土地では、人の自由な立ち入りがなくても、シートにより覆うことその他の措置を講じなければならない。
- C 舗装措置は、下の図2のように基準不適合土壤をコンクリートもしくはアスファルト等で覆うことに加え、当該覆いの損壊を防止するための措置を講じなければならない。
- D 盛土措置は、下の図3のように基準不適合土壤を砂利その他の土壤以外のもの及び基準不適合土壤以外の土壤により覆うことになるが、この覆いは周囲の地表面より上に位置することから、当該覆いの損壊を防止するための措置を講じなければならない。

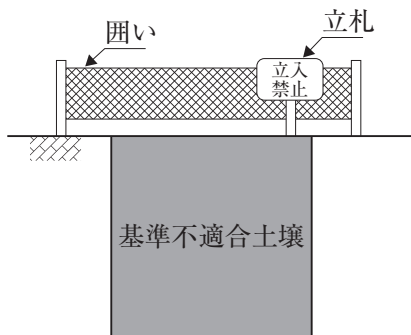


図1 立入禁止措置

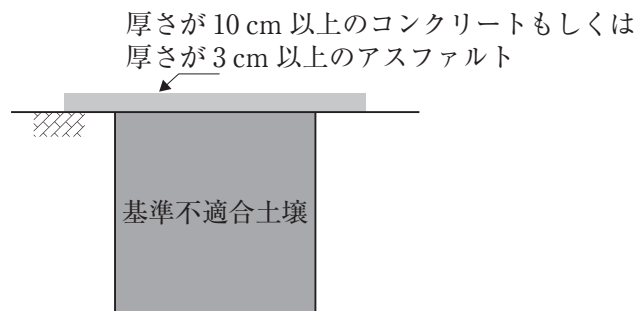


図2 舗装措置

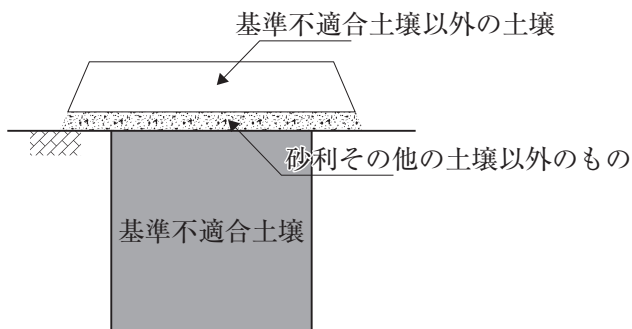


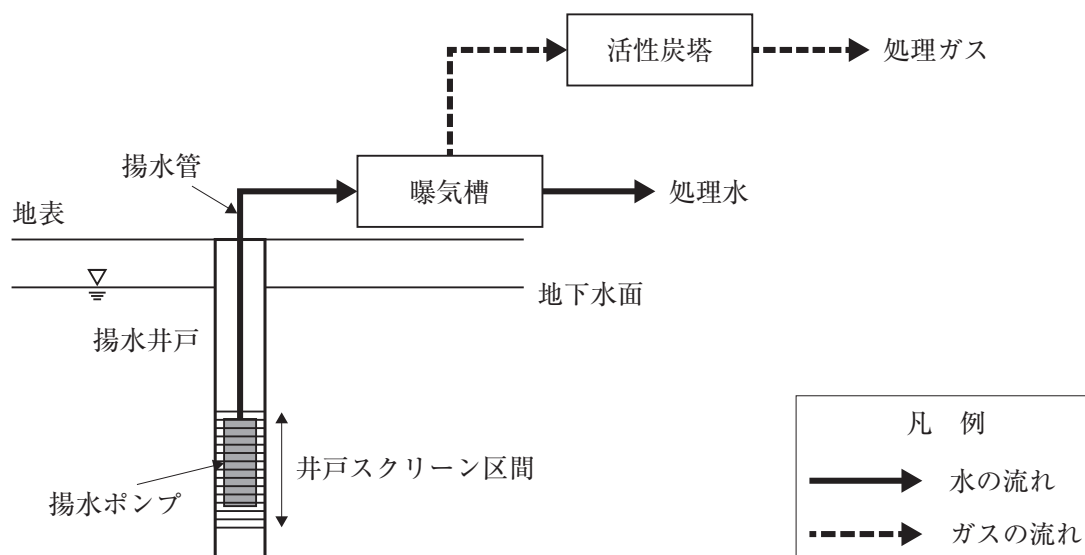
図3 盛土措置

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |



問題 9 テトラクロロエチレン（PCE）で汚染された地下水に対して、揚水施設による地下水汚染の拡大の防止を行っている。下の図に示すとおり、井戸から揚水した地下水中のPCEは曝気槽にて地下水からガス中に移動させた後、活性炭塔にて吸着除去している。運転条件や設備に変更はないが、揚水される地下水の量が徐々に低下してきた。考えられる原因として次に掲げるもののうち、もっとも不適当なものはどれか。

なお、ここでは安全装置等の各設備間の連動は考慮しないものとする。



- (1) 揚水井戸のスクリーンの閉塞
- (2) 揚水ポンプの性能低下
- (3) 揚水管の閉塞
- (4) 降雨による地下水位の上昇
- (5) 近隣での同じ帯水層を対象とした揚水施設の稼働

問題10 法の地下水の摂取等によるリスクに係る措置として揚水施設による地下水汚染の拡大の防止を選定する際の留意事項に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) すべての特定有害物質が適用対象であり、第二溶出量基準に適合しない土壤にも適用できる。
- (2) 揚水施設は、地下水の流向や流速等の流動の状況を勘案し、地下水汚染の拡大を的確に防止することができると思われる地点を設定し、設置する。
- (3) 帯水層の透水係数が $1 \times 10^{-6}$  m/秒以上の場合に適用性が高いと考えられるが、本措置の適用の可否、揚水施設の配置や揚水量の設定には、理論的な裏付けが必要となる。
- (4) 措置の効果の確認のため、地下水汚染の拡大が見込まれる範囲であって、揚水施設から見て地下水流向下流側に、隣り合う井戸の間隔が30 m以上になるように観測井を設置する。
- (5) 揚水した地下水が排水基準又は下水排除基準に適合しない場合には、地下水中に含まれる特定有害物質を適切に処理した後に公共用水域へ放流又は下水道に排除する。

問題11 次ページの図1～5は、法の地下水の摂取等によるリスクに係る措置の種類概念図を示したものである。それぞれの措置で用いられる材料や材質等に関する次のA～Eについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 第一種特定有害物質を対象とした地下水の水質の測定（図1）において、ケーシング管にポリ塩化ビニルを用いた場合、管継ぎ（図1の①）には接着剤を用いてもよい。
- B 原位置封じ込め（図2）において第一種特定有害物質を対象とした場合、上部の覆い（図2の②）は土地の利用用途に特段の支障を生じないときは、透水性舗装を行ってもよい。
- C 遮水工封じ込め（図3）において第二種特定有害物質を対象とした場合、遮水工（図3の③）は、遮水シートと土質系遮水材料（ペントナイト混合土）の二重構造でもよい。
- D 不溶化埋め戻し（図4）において第二種特定有害物質を対象とした場合、不溶化处理された土壌により埋め戻された場所について、シート（図4の④）により覆うなどの飛散等防止措置を講じなくてもよい。
- E 遮断工封じ込め（図5）において第三種特定有害物質を対象とした場合、封じ込める基準不適合土壌と接する仕切設備の表面（図5の⑤）は、遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていればよい。

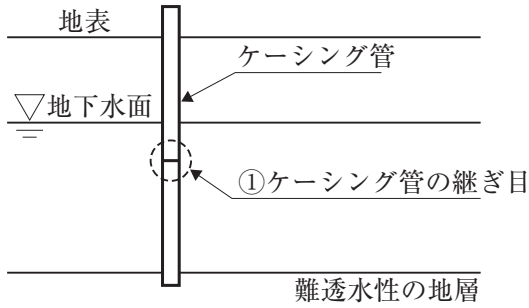


図1 地下水の水質の測定

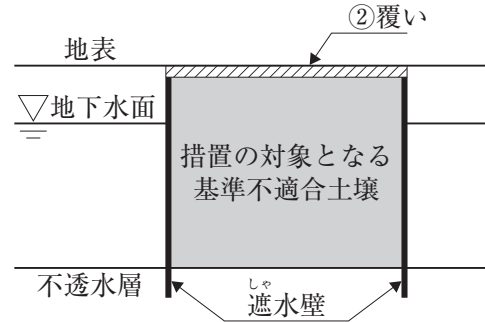


図2 原位置封じ込め

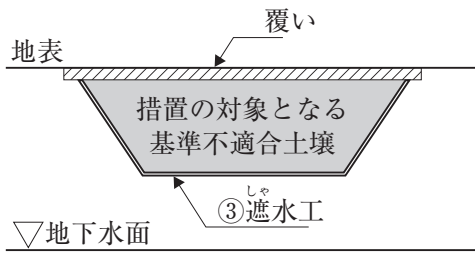


図3 遮水工封じ込め

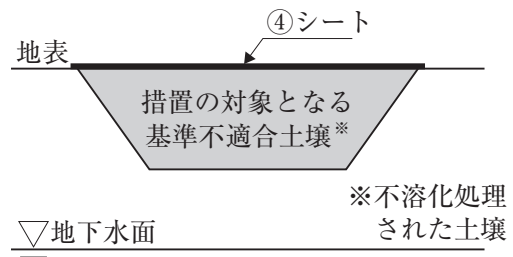


図4 不溶化埋め戻し

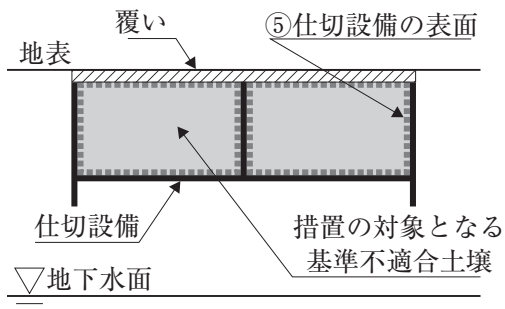


図5 遮断工封じ込め

- |     | A | B | C | D | E |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

問題12 法の地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定措置において、措置の完了を報告することができる要件に関する次のA～Eについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なもののはどれか。

- A 第一種特定有害物質は、降雨が浸透しなくても移動性が高いことから、降雨の浸透がある状態の有無に関わらず、ある一定の要件を満たせば、措置の完了を報告することができる。
- B 第二種特定有害物質のうち降雨による移動性が高い物質は、舗装等により降雨の浸透がない状態であって、舗装面と地下水面の間に特定有害物質が存在しているおそれがある場合、措置の完了を報告することはできない。
- C 降雨の浸透がある状態の有無の判断は単位区画ごとに行うことになり、「降雨の浸透がある状態」とは、当該単位区画において原則被覆率10%以下の場合である。
- D 措置の完了を報告するために必要な測定期間は、最短で7年である。
- E 地下水の水質の測定の結果、地下水濃度が目標地下水濃度に近い値で変動し、その年平均値が目標地下水濃度を超えない場合は措置の完了を報告することができる。

- |     | A | B | C | D | E |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 誤 | 正 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (3) | 正 | 正 | 誤 | 誤 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 | 正 |

問題13 2種類の汚染の除去等の措置を組み合わせることによって、それぞれの特長をいかし、対象物質の効率的な除去を行うことに関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。

- (1) トリクロロエチレンを対象として、帯水層中の高濃度部分について鉄粉を用いた化学分解を行い、その周囲に水素供与体を添加して対象物質の生物分解を行う。
- (2) 1,1,1-トリクロロエタンを対象として、地下水揚水によって汚染地下水を回収しながら地下水位を低下させ、同じ地点において土壌ガス吸引を適用し、不飽和帯に存在する対象物質を吸引除去する。
- (3) テトラクロロエチレンを対象として、地下水中に過マンガン酸カリウムを添加して対象物質を化学分解しながら、同時に水素供与体を同じ地点に注入し、生物分解による対象物質の除去を行う。
- (4) 1,2-ジクロロエチレンを対象として、シルトが主体の不飽和帯の汚染土壌は掘削除去し、砂礫が主体の帯水層中の汚染土壌は過硫酸ナトリウムを使用した化学分解による原位置浄化を行う。
- (5) ベンゼンを対象として、エアースパーキングによって対象物質を除去しながら、同時に地下水中に栄養塩を添加し、帯水層中での対象物質の生物分解を促進する。

問題14 法の原位置浄化（原位置分解）措置に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 工事の完了後、措置の効果を的確に把握できる地点で地下水の水質の測定を行い、目標地下水濃度を超えないことを1年間（4回以上）確認し、措置の完了とする。
- B 好気性生物処理の場合、硫酸還元菌や酸生成菌の働きによって硫化水素や有機酸が生成し、土壌や地下水から異臭が発生することがある。
- C 薬剤を土壌中に添加することで、重金属等が土壌から予期せず溶出する場合があるので、必要に応じて事前の試験により溶出しないことを確認することが望ましい。
- D 対象土壌中に土着の微生物の増殖に必要な栄養物質等を加え、土壌中の微生物を活性化させて特定有害物質の分解浄化作用を促進するバイオオーグメンテーションが用いられることがある。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 正 誤 正
- (3) 誤 正 誤 誤
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 誤 正 誤

問題15 法の掘削除去措置について汚染除去等計画を作成する際、留意すべき事象に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適切なものはどれか。

- A 図1に示すように掘削する底面付近に柔らかい粘性土があるとき、掘削面の隆起、地表面の沈下が生じるおそれがある。
- B 図2に示すように地下水位が高い砂質土の場合、ボイリングが起これ、山留め壁が転倒し、掘削面から水や砂の湧き出しや地表面の沈下が生じるおそれがある。
- C 図3に示すように掘削面付近が難透水性の地層で、当該地層直下の帯水層が不圧状態にある場合、盤ぶくれが起きやすく、掘削面の隆起や破壊が生じるおそれがある。
- D 図4に示すように地下水位が高い砂質土の場合であって、杭の引抜き跡やボーリング調査跡等の地盤に弱い場所があるとき、パイピングが起これ、地盤の弱い箇所の土粒子が洗い流され、水みちがつくられ拡大し、掘削面から水や砂が噴き出すおそれがある。

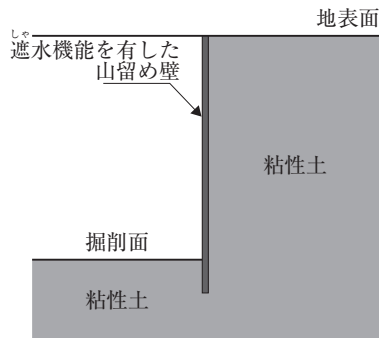


図1

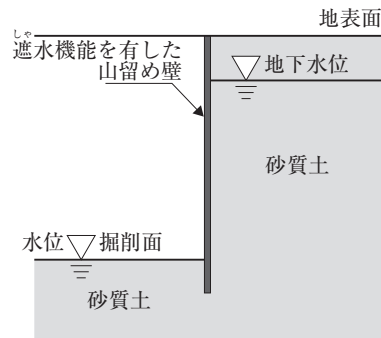


図2

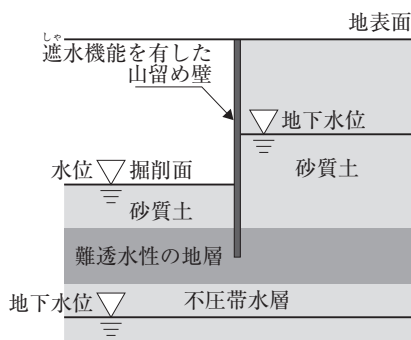


図3

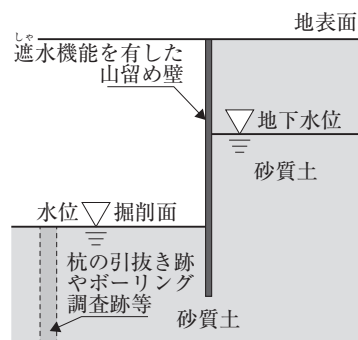


図4

- |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
|     | A | B | C | D |
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |



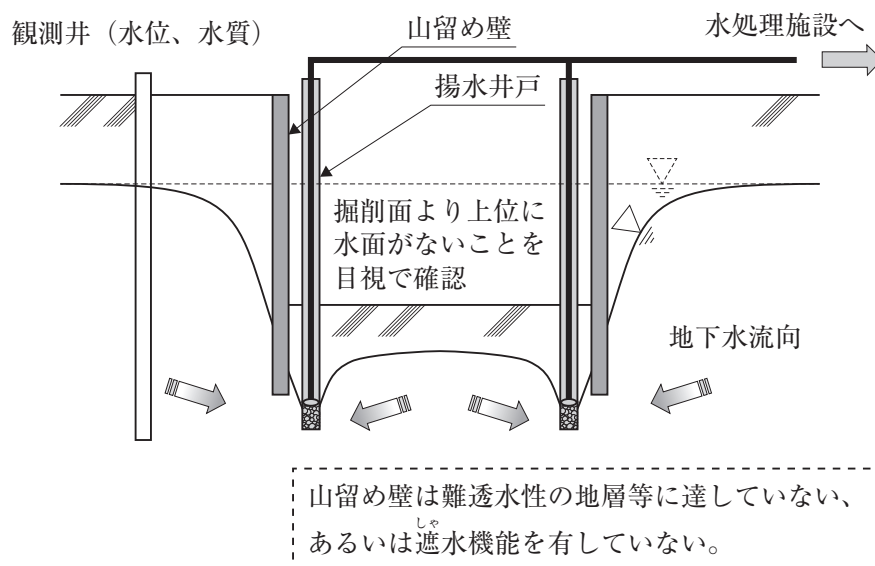
問題16 法の要措置区域においてオンサイト浄化による土壤汚染の除去措置を予定している。措置を検討又は実施する際の技術上の留意点に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A ベンゼンを対象としてロータリーキルンを用いる熱脱着処理では、事前の適用可能性試験を通じ、適切な処理速度、処理温度及び滞留時間を設定する。
- B 砒素及びその化合物を対象とした洗浄処理では、洗浄処理後の細粒分について砒素及びその化合物の土壤溶出量を定期的に分析することとし、細粒分より特定有害物質が蓄積しにくい粗粒分については分析を省略する。
- C テトラクロロエチレンを対象とした酸化分解法による化学処理では、事前の適用可能性試験を通じ、適切な薬剤の種類、添加量を設定する。
- D トリクロロエチレンを対象とした嫌気性生物処理では、事前にトリクロロエチレンに加えて、すべての分解生成物である1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンについて適用可能性試験を実施する。

A B C D

- (1) 正 誤 正 正  
(2) 正 正 誤 誤  
(3) 正 誤 正 誤  
(4) 正 誤 誤 正  
(5) 誤 正 誤 正

問題17 下の図は、法の土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある要措置区域等内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法のうち、地下水位を管理しつつ、地下水の水質の監視を行いながら、土地の形質の変更を行う方法の一例を示したものである。この方法に関する次の記述のうち、もっとも不適当なものはどれか。



- (1) この施行方法は、第一種特定有害物質の土壤溶出量が土壤溶出量基準に適合していない土壤の土地には適用できないが、第二種及び第三種特定有害物質の土壤溶出量が土壤溶出量基準に適合していない土壤の土地には適用できる。
- (2) 土地の形質の変更の範囲の基準不適合土壤に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、地下水位を確認する。
- (3) 地下水の水質の監視期間は、土地の形質の変更が終了するまでとするが、水位の変動（工事完了に伴う水位の上昇等）により、特定有害物質の移動が考えられるため土地の形質の変更に起因する地下水位の変動がなくなるまでの間は監視を続ける。
- (4) 土地の形質の変更の範囲の周辺の土地において、高濃度の地下水汚染が散在している状態であることが明らかである場合や地下水の汚染状態が不明な場合、地下水の揚水に伴い、高濃度の汚染地下水を引き込むおそれがある。
- (5) 試料採取等の深さを限定した土壤汚染状況調査により指定を受けた土地において、深部に汚染のおそれが生じた場所の位置が存在する場合、土地の形質の変更の着手前に深部に存在するおそれがある土壤汚染に起因した地下水汚染の有無及び汚染状態を把握する。

問題18 法の次の行為に関するA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

行為①：要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為

行為②：形質変更時要届出区域における土地の形質の変更に係る事前届出が不要な行為

- A 地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受け、実施措置を講じるために設置した構造物に変更を加えない行為であれば、土地の形質の変更の深さが当該一定の深さより50cm浅い深さ以内の場合、行為①及び行為②に該当する（ただし、飛び地間移動及び区域間移動は除く）。
- B 地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている要措置区域内における土地の形質の変更は、行為①に該当する。
- C 要措置区域における非常災害のために必要な応急措置として行う行為は行為①に該当するとされているが、事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の対応方法を汚染除去等計画に記載しておかなければならない。
- D 形質変更時要届出区域において非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更は行為②に該当するが、当該土地の形質の変更後、その旨を届け出なければならない。

A B C D

- (1) 正 正 誤 誤  
(2) 正 誤 正 誤  
(3) 誤 正 正 正  
(4) 誤 正 正 誤  
(5) 誤 誤 誤 正

問題19 法の臨海部特例区域に関する次の記述の  ～  に入る語句として、正しいものの組み合わせはどれか。

砒素及びその化合物による土壤汚染が  に由来しており、かつ、 に係る被害が生ずるおそれのない土地がある。土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針を作成の上、都道府県知事に申請し内容の確認を受けた結果、臨海部特例区域になった。当該区域で施行管理方針に基づいて行う土地の形質の変更については、事前の届出が不要であり、 にまとめて、都道府県知事に届け出ればよい。

選択肢	A	B	C
(1)	人為等	生活環境	120日以内
(2)	人為等	人の健康	1年ごと
(3)	専ら自然	生活環境	1年ごと
(4)	専ら自然	人の健康	120日以内
(5)	専ら自然	人の健康	1年ごと

問題20 法の認定調査に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

- A 土壤汚染のおそれの由来は、人為等由来、自然由来及び水面埋立て土砂由来が挙げられることから、認定調査は、これらすべての由来による汚染土壌を対象にしなければならない。
- B 試料採取等の深さを限定した土壤汚染状況調査により指定を受けた要措置区域等で認定調査を行おうとするとき、掘削深さより1m深い深さまでに試料採取等の対象としなかった範囲が含まれ、当該対象としなかった範囲に汚染のおそれが生じた場所の位置が含まれる場合、当該範囲の土壌の汚染状態を土壤汚染状況調査に準じた調査により把握しなければならない。
- C 要措置区域外へ搬出するすべての汚染土壌は、要措置区域外への汚染の拡散の防止の観点から、搬出する前に認定調査により汚染状態を明らかにしなければならない。
- D 汚染土壌を要措置区域外に搬出する契機は、実施措置を講じるとき又は土地の形質の変更を行うときであることから、認定調査は詳細調査を行った調査機関が行わなければならない。

A B C D

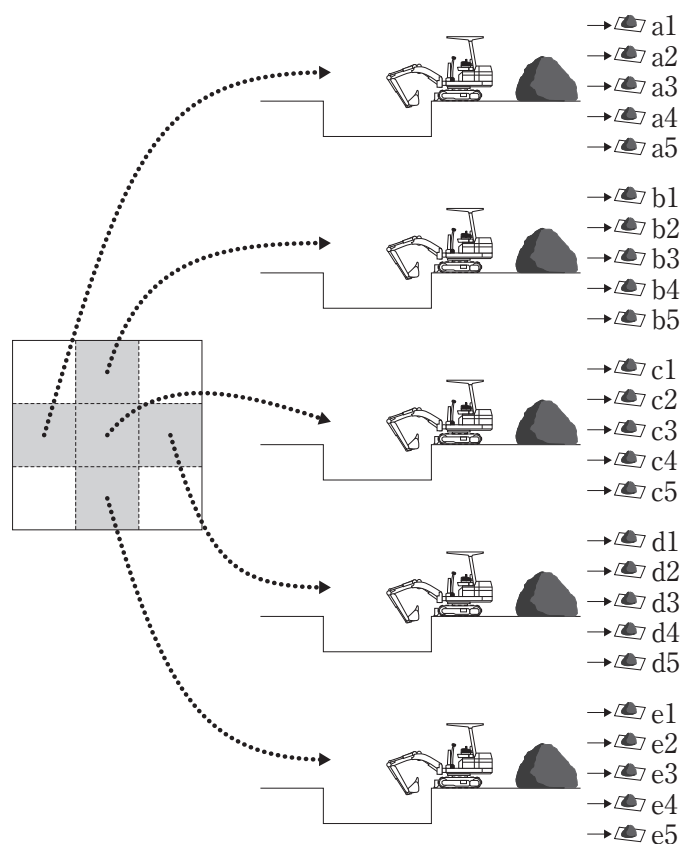
- (1) 正 正 誤 正
- (2) 正 正 誤 誤
- (3) 正 誤 正 誤
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 誤 誤 正

問題21 法の要措置区域内に搬入された土壌で、認定調査の対象となった上で試料採取不要となる土壌として、もっとも不適當なものはどれか。

なお、区域指定後、新たな土壤汚染のおそれは生じていないものとする。

- (1) 汚染土壌処理施設からの浄化等済土壌
- (2) 認定土壌（法第16条による認定を受けた土壌）
- (3) 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における品質管理方法（平成31年環境省告示第6号）により、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認された土壌
- (4) 飛び地間移動により搬入された土壌
- (5) 汚染除去等計画に基づいて実施されたオンサイト浄化済土壌（土壌溶出量基準適合及び土壌含有量基準適合を確認した土壌）

問題22 法の掘削後認定調査を計画している。下の図に示す一部対象ロットにおいてクロロエチレンを対象とした試料採取方法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。



- (1) a1～a5、b1～b5、c1～c5、d1～d5、e1～e5 をそれぞれ同じ重量混合して得られる 5 つの検体とする。
- (2) a1～a5、b1～b5、c1～c5、d1～d5、e1～e5 をそれぞれ同じ重量混合して得られる 5 つの試料 A、B、C、D、E のうち任意の一つを検体とする。
- (3) a1～a5、b1～b5、c1～c5、d1～d5、e1～e5 をそれぞれ同じ重量混合して得られる 5 つの試料 A、B、C、D、E をさらに同じ重量混合して一つの検体とする。
- (4) a1～a5、b1～b5、c1～c5、d1～d5、e1～e5 からそれぞれ一つずつ選び、5 つの検体とする。
- (5) a1～a5、b1～b5、c1～c5、d1～d5、e1～e5 の 25 試料のうち任意の一つを検体とする。

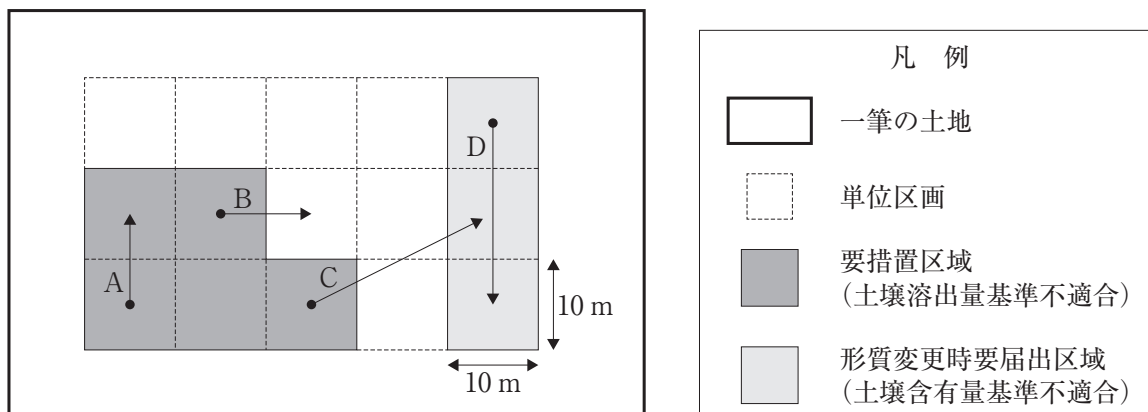
問題23 法の要措置区域から搬出される汚染土壌の運搬に関する次のA～Dについて、適当なもの組み合わせはどれか。

- A 鉛及びその化合物と水銀及びその化合物による汚染土壌の保管容器として、フレキシブルコンテナ（内袋有）を用いた。
- B ポリ塩化ビフェニル（PCB）と有機りん化合物による汚染土壌を、屋根構造と囲いを有した積替場所において、10 cm厚のセメント・コンクリート床の上にバラ積みし、土壌表面をブルーシートで覆って一時保管した。
- C 積替場所における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するための必要な高さを備えている必要があり、積替場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合は、その設備を囲いとみなすことができる。
- D 汚染土壌に他の物（基準適合土壌及び廃棄物）を加えたり、取り除いたりすることは原則できず、積替作業中の粉塵発生防止のための散水等も認められていない。

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題24 法の一の土壤汚染状況調査結果に基づき、鉛及びその化合物の土壤溶出量基準不適合により指定された要措置区域と、鉛及びその化合物の土壤含有量基準不適合により指定された形質変更時届出区域の範囲を下の図に、汚染土壤の移動A～Dの状況と併せて示す。移動A～Dについて、正誤の組み合わせとしてもっとも適当なものはどれか。

なお、当該調査は、一筆の土地において実施されたものである。



移動A 一つの要措置区域内の移動は、認められる。

移動B 汚染土壤の場外搬出に先立ち、含水率を調整するために一時的に保管する場合で、積替場所の基準が遵守されれば移動が認められる。

移動C 飛び地間移動の規定に基づき、移動が認められる。

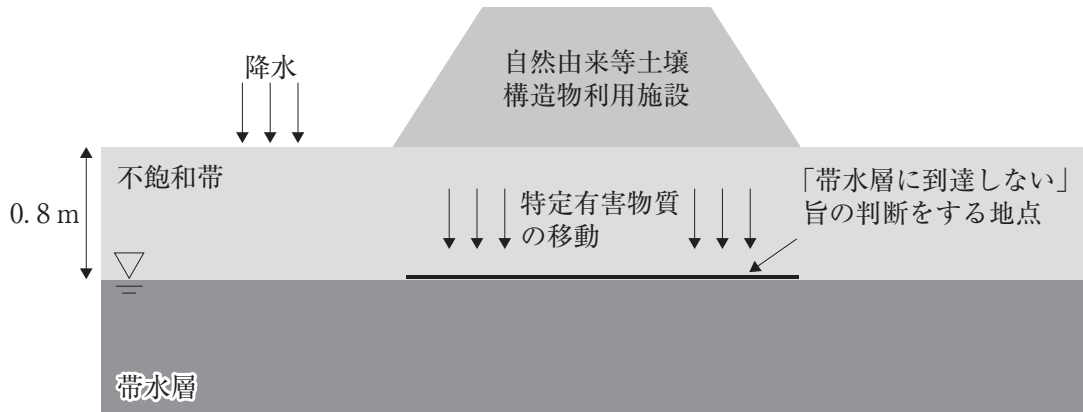
移動D 一筆の土地で一の形質変更時届出区域内であっても区画が隣接していないので移動は認められない。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |



問題25 下の図に示す法の自然由来等土壤構造物利用施設において、自然由来等土壤に起因する新たな地下水汚染の拡大を防止するための措置について検討した。次の記述の  ～  に入る語句として、適当なもの組み合わせはどれか。

なお、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質の種類はカドミウム及びその化合物のみである。



- ① カドミウム及びその化合物の土壤溶出量が最大 0.040 mg/L で、かつ、自然由来等土壤構造物利用施設を設置する土地の土壤の pH（地盤工学会基準 JGS 0211）が  であった。上の図に示す条件では不飽和帯厚が  cm 以上であることから、<sup>しよ</sup>遮水工を設置するなどの措置を講じる必要はないと判断した。
- ② カドミウム及びその化合物の土壤溶出量が最大 0.080 mg/L であったとき、新たな地下水汚染を引き起こさないための措置に関して、環境省が公開している個別サイト評価計算ツールを用いて検討した。その結果、カドミウム及びその化合物の許容濃度として 0.063 mg/L を得た。この値は 0.080 mg/L より小さいので、<sup>しよ</sup>遮水工を設置するなどの措置を講じる  と判断した。

選択肢	A	B	C
(1)	5	50	必要はない
(2)	5	50	必要がある
(3)	4	50	必要がある
(4)	4	30	必要がある
(5)	4	30	必要はない

問題26 法の目的に関する次の記述の  ～  に入る語句として、正しいものの組み合わせはどれか。

この法律は、土壌の特定有害物質による  に関する措置及びその汚染による  に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって  することを目的とする。

選択肢	A	B	C
(1)	汚染土壌の除去	人の健康に係る被害の防止	国民の健康を保護
(2)	汚染の状況の把握	人の健康被害が生じた場合の救済	国民の財産を保持
(3)	汚染の状況の把握	人の健康に係る被害の防止	国民の健康を保護
(4)	汚染土壌の除去	人の健康に係る被害の防止	国民の財産を保持
(5)	汚染土壌の除去	人の健康被害が生じた場合の救済	国民の健康を保護

問題27 法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の義務、ただし書及び承継に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 有害物質使用特定施設を設置する者であって当該施設が設置された敷地である土地の所有者等は、当該施設の使用を廃止した場合には、都道府県知事から土壤汚染状況調査を行ってその結果を報告すべき旨の通知を受けた時点で、当該調査を行う義務が生じる。
- B 法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等が900 m<sup>2</sup>未満の土地の利用の方法の変更を行う場合には、都道府県知事に当該変更の届出を行う必要はない。
- C 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等から、当該確認に係る土地に関する権利を譲り受けた者は、双方の合意がある場合に限って、当該土地の所有者等の地位を承継する。
- D 土壤汚染状況調査が行われる場合において、都道府県知事は、当該調査の対象地で土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、調査実施者の申請に基づき、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知する必要がある。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 誤 誤 正
- (3) 誤 正 正 誤
- (4) 誤 誤 正 正
- (5) 誤 誤 誤 正

問題28 法第3条の使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 土地の所有者等が所定の起算日から120日以内に土壤汚染状況調査の報告を行うことができない特別の事情があるときは、都道府県知事は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。
- B 法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、工場又は事業場の敷地であった土地及び当該確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- C 都道府県知事は、有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨を通知するものとする。
- D 都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認を取り消したときは、その日から起算して14日以内に、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知しなければならない。

A B C D

- (1) 正 正 正 誤  
(2) 正 正 誤 誤  
(3) 正 誤 誤 誤  
(4) 誤 誤 正 正  
(5) 誤 誤 誤 正

問題29 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。
- B 土地の形質の変更に係る部分の深さが50 cm未満で、土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出する場合には都道府県知事に届け出なければならない。
- C 非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、その旨を遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。
- D 届出に併せて、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、土壌汚染状況調査の結果を都道府県知事に提出することができる。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 正 | 誤 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

問題30 法の土壤汚染状況調査の命令等に関する次のA～Dについて、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 都道府県知事は、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を受けた場合は、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべき旨を命ずるものとする。
- B 都道府県知事は、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の結果を報告すべきことを命ずることができる。
- C 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しないと認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地である場合には、法第5条の調査命令を発することができる。
- D 都道府県知事は、過失がなく法第5条第1項の調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、都道府県知事の負担により、当該調査を自ら行うことができる。

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) B、C
- (4) B、D
- (5) C、D

問題31 法の台帳に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県知事は、法の定める要件に該当した土地について要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定するときは、帳簿及び図面からなる台帳を調製することで、各区域の指定の効力が生じる。
- (2) 都道府県知事は、帳簿及び図面であって、要措置区域、形質変更時要届出区域、指定解除要措置区域又は指定解除形質変更時要届出区域に関するものを、それぞれ区別して保管しなければならない。
- (3) 都道府県知事は、要措置区域等に係る帳簿について、形質変更時要届出区域であって一定の条件を満たすため、自然由来特例区域等と認める場合には、その旨を記載しなければならない。
- (4) 都道府県知事は、要措置区域又は形質変更時要届出区域の台帳について、当該区域の周辺に住む住民からその閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。
- (5) 都道府県知事は、要措置区域又は形質変更時要届出区域の台帳に係る帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、すみやかにこれを訂正しなければならない。

問題32 法の指示措置及び汚染除去等計画に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

A 要措置区域内の土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の汚染が生じたことが明らかな場合であって、当該土地の所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対し、汚染除去等計画を作成し、提出することを指示する。

B 汚染除去等計画の提出をした者は、都道府県知事から期間の短縮の通知がない限り、30日を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

C 要措置区域内の土地の所有者等は、指示措置と異なる措置を講じてはならない。

D 要措置区域内の土地の所有者等は、都道府県知事より汚染除去等計画の作成及び提出の指示を受けた日から起算して30日以内に、汚染除去等計画を提出しなければならない。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 正 |
| (4) | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 正 | 正 |



問題33 法の要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外とされる行為に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、都道府県知事によって、その施行方法が環境大臣の定める基準に適合する旨の確認を受けたもの
- B 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加える場合であって、土地の形質の変更の対象となる部分の面積が10 m<sup>2</sup>未満で、深さ3 m未満の土地の形質の変更
- C 汚染除去等計画に係る規定により都道府県知事から指示を受けた者が、汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- D 調査実施者が、土壤汚染の状況等を把握するために行う土壤の採取及び測定のためのボーリング等であって、特定有害物質等のボーリング孔への流出防止等所定の措置が講じられているもの

A B C D

- (1) 正 正 正 誤
- (2) 正 誤 正 正
- (3) 正 誤 誤 正
- (4) 誤 正 正 誤
- (5) 誤 誤 正 正

問題34 法の形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する30日前までに、環境省令で定めるところにより、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- (2) 土地の土壤汚染が専ら自然に由来又は専ら土地造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして一定の汚染状態に係る要件に該当する場合、当該土地の立地条件によらず、都道府県知事の確認を受けた施行管理方針を定めることにより、形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更の事前届出が不要となる。
- (3) 形質変更時要届出区域が指定された際に、当該区域内においてすでに土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- (4) 都道府県知事は、形質変更時要届出区域での土地の形質の変更に係る届出を受けた場合、その土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その計画の変更を命ずることができる。
- (5) 形質変更時要届出区域において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から14日以内に、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該土地にその旨を掲示しなければならない。

問題35 法第14条に基づく指定の申請に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 土地の所有者等は、土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、汚染状態が基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し指定の申請をしなければならない。
- (2) 土地の所有者等が指定の申請を行う際には、指定調査機関に当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査させなければならない。
- (3) 指定の申請に当たっては、申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類を添付しなければならない。
- (4) 地歴調査のみを実施し、試料採取等を省略した場合には、当該調査結果を用いて指定の申請をすることはできない。
- (5) 都道府県知事は、指定の申請があった場合において、必要があると認めるときは、申請に係る調査を行った者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

問題36 法の汚染土壌処理業に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- B 汚染土壌処理施設は、浄化等処理施設、分別等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設の4種類がある。
- C 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- D 汚染土壌処理業者は、都道府県知事の許可を受けた場合を除き、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

A B C D

- (1) 正 正 誤 誤
- (2) 正 誤 正 正
- (3) 正 誤 正 誤
- (4) 誤 正 誤 正
- (5) 誤 誤 正 正

問題37 法の汚染土壌の搬出等に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

- A 試験研究の用に供するため、要措置区域等内の汚染土壌を区域外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬を他人に委託する場合、管理票を交付しなければならない。
- B 要措置区域等内の土地の土壌であれば、例外なく汚染土壌として取り扱わなければならない。
- C 処理受託者は、汚染土壌の処理を終了した日から10日以内に、当該処理を委託した管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。
- D 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から60日以内に終了しなければならない。

- |     | A | B | C | D |
|-----|---|---|---|---|
| (1) | 正 | 正 | 誤 | 正 |
| (2) | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 正 | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| (5) | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |

問題38 法の指定調査機関が定めることとされている業務規程の記載事項に関する次の記述のうち、必ず定めるべきものとして誤っているものはどれか。

- (1) 土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項
- (2) 土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項
- (3) 技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項
- (4) 土壌汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項
- (5) 土壌汚染状況調査等に係る情報の公開に関する事項

問題39 法の技術管理者に関する次のA～Dについて、正しいものの組み合わせはどれか。

- A 技術管理者証の記載事項に変更が生じたときは、必要書類を添付して環境大臣に書換えを申請することができる。
- B 技術管理者は、土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で、技術管理者試験の合格証書の交付を受けていれば職務に従事することができる。
- C 技術管理者証の有効期間は5年と定められている。
- D 技術管理者証の有効期間が満了する日までに再度技術管理者試験に合格しなければ、更新することはできない。

- (1) A、B
- (2) A、C
- (3) A、C、D
- (4) B、C、D
- (5) B、D

問題40 法の指定支援法人に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 指定支援法人は、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進する業務を行う。
- (2) 指定支援法人は、支援業務に関する基金を設け、政府からの補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもって基金に充てるものとする。
- (3) 指定支援法人の役員もしくは職員又はこれらの職にあった者は、法に定める業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (4) 指定支援法人は、土壤汚染状況調査について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行う。
- (5) 指定支援法人は、要措置区域等内の土地の形質の変更をする者に対して助成を行う地方公共団体に対し、助成金を交付することができる。

問題41 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 都道府県知事は、土壤の汚染状況がダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を満たさない地域であって、人が立ち入ることができる地域をダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定することができる。
- (2) ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤には適用されない。
- (3) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。
- (4) この法律における特定施設の設置者は、その施設が設置されている土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況を環境省令に基づき測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

問題42 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に関する次のA～Dについて、正誤の組み合わせとして正しいものはどれか。

A この法律は、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としている。

B この法律における農作物等とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

C この法律における特定有害物質には、カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物が定められている。

D この法律における農用地土壌汚染対策地域とは、都道府県の地域内にある農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、もしくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの、又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定した地域である。

A B C D

(1) 正 正 正 誤

(2) 正 正 誤 正

(3) 正 誤 正 誤

(4) 誤 誤 正 正

(5) 誤 誤 誤 正

問題43 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 廃棄物処理法における産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物すべてをいう。
- (2) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする事業者は、管轄都道府県知事が生活環境保全の観点から必要と認めた場合に限り、その許可を受けなければならない。
- (3) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に交付する産業廃棄物管理票について、管理票交付者は、交付日から5年間写しを保存する義務を負う。
- (4) 廃棄物処理法では、事業者一般の責務として、原則として、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理等を許可を受けた事業者に委託しなければならないとしている。
- (5) 産業廃棄物の最終処分場は、管理型最終処分場と遮断型最終処分場の2種類がある。

問題44 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共<sup>こうきよ</sup>溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において水質環境基準に適合しない排水水を排出してはならない。
- (3) 貯油施設等を設置する工場等の設置者は、当該貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、ただちに油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 環境大臣は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において、有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その設置者に対し、地下水の水質の浄化のための措置を命じることができる。
- (5) 有害物質使用特定施設を設置している者（当該施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）は、当該施設に付帯しない配管や排水溝等について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。



問題45 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 環境基準は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について定められている。
- (2) 環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で遵守しなければならない基準として定められている。
- (3) 環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- (4) 土壌の汚染に係る環境基準について、「検液中に検出されないこと」とは、検液を定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (5) 土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場等の土壌については適用されない。

